

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和  
三年十二月三  
日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野青晃

青森県後期高齢者医療広域連合規則第八号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「令和三年十二月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。  
 第一号様式、第二号様式及び第六号様式中「㊦」を削る。  
 第七号様式中

「を

任意保険会社 (担当者名 )	所在地	証明書番号	
-------------------	-----	-------	--

「に、

任意保険会社 (担当者名 )	所在地	証券番号	
-------------------	-----	------	--

「誓約書」を「人身事故入手不能理由書（物件事故の場合）」に改め、「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式の規定による用紙は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。